

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

2024.9.2 医療法人 川崎病院 薬剤部

1. 原則

- ① 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない
- ② 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する
(例：コメントで「変更不可」「〇〇でも可」等の記載がある場合は、その指示に従う)
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法・用量を遵守した変更とすること。また、安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
- ④ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する
- ⑤ プロトコールに合致する場合でも緊急性があると判断できる場合には処方医に疑義照会願います

2. 問い合わせ窓口 TEL078-511-3131 (代)

- ① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）
各処方医
- ② 保険関係（保険者番号、公費負担など）
医事課
- ③ プロトコールに関すること
薬剤部

3. 処方変更・調剤後の連絡 FAX078-511-3137

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋を上記のFAX番号に送信して下さい（コピーを持参でも可・プロトコールによるものはその旨を記載すること）

残薬調整で患者の著しいアドヒアランス低下が認められた場合などは処方箋の送信に加え、トレーシングレポートでの情報提供が必要となります。

後発品への変更調剤については本プロトコールの合意締結にかかわらず連絡不要です

4. 疑義照会不要例

(麻薬、抗がん薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く)

① 成分名の同一の銘柄変更

例：ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg

② 剤型の変更

例：オルメテック錠 20mg → オルメテック OD 錠 20mg

ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠

用法・用量が変わらない場合のみ

クリーム剤 → 軟膏、軟膏 → クリーム剤の変更は不可

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

(患者負担が増える場合は患者の同意を得ること)

例：5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠

10mg 錠 1回0.5錠 → 5mg 錠 1回1錠

④ 1包化調剤 (患者希望の場合に限る)

⑤ 湿布薬や軟膏での規格変更

(合計処方量が変わらない場合。患者負担が増える場合は患者の同意を得ること)

例：マイザー軟膏 0.05% 5g/本 2本 → マイザー軟膏 0.05% 10g/本 1本

⑥ 服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ (同一成分および含量) に変更されたと判断でき、患者が希望したときに元の配合剤へ変更すること (薬歴等に基づき、川崎病院への入院により変更されていることを確認すること)

例：(薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1錠

(今回処方) ミカルデイス錠 40mg 1錠

アムロジピン OD 錠 5mg 1錠

→ミカムロ配合錠 AP 1錠 に変更可能

⑦ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付薬における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更 (成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする)

例：ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg

- ⑧ DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方が 14 日分処方の時）

ザファテック錠 100mg 1 錠 朝食後 14 日分 → 2 日分

ボナロン錠 35mg 1 錠 起床時 14 日分 → 2 日分

- ⑨ 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方が 30 日処方の時）

ラシックス錠 40mg 1 錠 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

- ⑩ 医師了解済みの用法

イコサペント酸エチル、オメガ-3 脂肪酸エチルの食後投与

即効性インスリン分泌促進薬、 α グルコシダーゼ阻害薬の食前投与

「就寝直前」投与の睡眠薬の「寝る前」投与

5. 残薬調整に関する疑義照会不要例

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用薬の本数の変更も含む）

患者の著しい服薬アドヒアランス低下が認められる場合などはトレーシングレポートを用いて残薬が生じた理由について情報提供をお願いします

例：アジルバ錠 20mg 30 日分 → 20 日分（10 日分残薬があるため）

6. 「調剤後薬剤管理指導料」が算定可能条件の患者がいるとき

- ①調剤薬局の薬剤師の判断によって加算の算定を可能とする

（対象患者）

- ・新たに糖尿病用剤が処方された患者。
- ・糖尿病用剤に係る投与内容の変更が行われた患者。
- ・心疾患による入院歴のある作用機序が異なる複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者。

- ②算定条件として「医師の指示等」が必要であるが、疑義照会を行わず、処方箋コピーにより当院に算定の報告を行うこととする。

また、調剤後薬剤管理指導の結果等は文書にて情報提供をすることによって報告を行うこととする。

7. その他

トレーシングレポート等の情報は川崎病院薬剤部のホームページをご覧ください。

7. 運用開始日

2024年9月9日

注) 2017年4月1日運用開始・2020年12月7日改訂の旧プロトコールは、当プロトコールの運用開始に伴い破棄とする

注) このプロトコールは2024/9/2医療安全管理委員会に於いて承認されています